### 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

### 「アジア転換社債ファンド(円ヘッジ型/限定追加型/ 繰上償還条件付)2012-03」の設定

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(東京都中央区:代表取締役社長 數間 浩喜)は、日本を除くアジア各国/地域(オセアニアを含む)の企業が発行する転換社債を実質的な主要投資対象とする、追加型投信「アジア転換社債ファンド(円ヘッジ型/限定追加型/繰上償還条件付)2012-03(以下、当ファンド)」を2012年3月30日に設定します。

設定・運用:損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

加入協会:社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会 【本件に関するお問い合わせ】 営業部 03-5290-3519

### 当ファンドの特色

#### ファンドの目的 -

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて信託財産の成長を図ることを目的とします。 ファンドの特色 -----

- 1 主として日本を除くアジア各国/地域(オセアニアを含む)の企業が発行する転換社債(CB)※1を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
  - ◆中国・インド・インドネシア等の企業が発行する転換社債(CB)を中心に投資します。※2
  - ◆当ファンドは、BNP パリバ インベストメント・パートナーズが運用する投資信託証券 「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズSPCーアジアCBファンド(JPY H シェア)」、および損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが運用する投資信託証券 「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方 式で運用します。
  - ◆原則として、「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズSPCーアジアCBファンド (JPY Hシェア)」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
  - ※1 CBは「Convertible Bond」の略称で、転換社債(転換社債型新株予約権付社債)を指します。 ※2 市場動向等の影響により、変更となることがあります。

#### BNP パリバ インベストメント・パートナーズについて

- フランスを拠点としてグローバルに事業展開するBNPパリバグループの資産運用部門
- 43ヵ国に拠点を有し、約3,600名のスタッフを配置
- 資産運用残高:5,100億ユーロ(約53兆円\*)(2011年9月末現在)
- ※1ユーロ=104.11円で円換算(2011年9月末現在)。
- ※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。
- 2 当ファンドが投資する投資信託証券「BNP パリバ ケイマン インベスト メント ファンズSPCーアジアCBファンド(JPY Hシェア)」において、 組入外貨建資産に対し、原則として対円での為替ヘッジ取引を行い、 為替変動リスクを低減する運用を行います。

# 3 基準価額\*が、12,000円以上となった場合には、すみやかに短期 有価証券、短期金融商品等の安定資産による運用\*\*に移行し、繰上 償還\*\*\*を行います。

- \*1万口当たりの基準価額とし支払済みの収益分配金(税引前)を含みます。
- \*\*安定資産による運用開始以降も繰上償還日までは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、基準価額\*が12,000円を下回ることがあります。
- \*\*\*ただし、2014年3月1日以降に基準価額\*が、12,000円以上となった場合には、すみやかに安定資産による運用への移行は行いますが、繰上償還はせず、満期償還として対応します。

基準価額、償還価額が12,000円以上となることを示唆・保証するものではありません。

# 4 2012年6月29日(金)まで購入のお申込みができます。\*

※継続申込期間(2012年3月30日~2012年6月29日)において、基準価額が11,000円以上となった日の翌営業日以降は、購入のお申込みはできません(販売会社にて既にお預かり済みのお手続きも含みます)。

設定日から2014年2月28日以前において、基準価額(支払い済みの収益分配金(税引前)を含みます。)が 12,000円以上になった場合、速やかに短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による運用に切り替え繰上 償還を行ないます。



- ・2014年2月28日までの間に基準価額(支払い済みの収益分配金(税3 前)を含みます。)が、12,000円以上となった場合には、すみやかに短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による運用に移行し、繰上償還を行います。
- ・安定資産による運用開始以降も繰上償還日までは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、 基準価額(支払い済みの収益分配金(税引前)を含みます。)が12,000円を下回ることがあります。
- ・2014年3月1日以降に基準価額(支払い済みの 収益分配金(税引前)を含みます。)が、12,000円 以上となった場合には、すみやかに安定資産によ る運用への移行は行いますが、緑上償還はせず、 満期償還として対応します。その際にも基準価額 は市況動向などの影響を受けるため、基準価額(支 払い済みの収益分配金(税引前)を含みます。)が 12,000円を下回ることがあります。
- 繰上償還を行う際は、すみやかに行うことを目指しますが、信託事務処理の状況等によっては、繰上 償還までに日数がかかることがあります。

# 当ファンドの概要

フ	ア	ン	ド	名	アジア転換社債ファンド (円ヘッジ型/限定追加型/繰上償還条件付) 2012-03
商	묘		分	類	追加型投信/海外/債券
属	性		区	分	その他資産(投資信託証券(債券 社債))/年1回/アジア/ファンド・オブ・ファンズ/為替ヘッジあり (フルヘッジ)
購	入の	申	込 期	間	当初申込期間 2012年3月1日から2012年3月29日まで 継続申込期間 2012年3月30日から2012年6月29日まで ・2012年6月30日以降のお申込みは受付けません。 ・継続申込期間において、1万口当たり基準価額が11,000円以上となった日の翌営業日以降は、購入のお申込みはできません(販売会社にて既にお預かり済みのお手続きも含みます)。
購	入		単	位	販売会社が定める単位
購	入		価	額	当初申込期間 : 1 口当たり1円 継続申込期間 : 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換	金		単	位	販売会社が定める単位
換	金		価	額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換	金		代	金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払います。
申	込	不	可	月	ルクセンブルグ、香港、ロンドンのいずれかの銀行の休業日(半日休業日を含みます。)、当該休業日が連続する場合(土曜日、日曜日を除きます。)は、連続

				休業開始日より4営業日前(ルクセンブルグ、香港、ロンドンのいずれかの銀
				行休業日(半日休業日を含みます。) を除きます。) までの期間においては、お
				申込みを受付けません。
信	託	期	間	2014年3月28日まで(設定日 2012年3月30日)
繰				2014年2月28日までの間に1万口当たり基準価額(支払済みの1万口当た
				り収益分配金(税引前)を含みます。)が 12,000 円以上となった場合に
	上	償	環	は繰上償還させます。また、主要投資対象とする投資信託証券が償還す
		頂	坯	る場合、受益権の残存口数が 10 億口を下回ることとなった場合、繰上償
				還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得な
				い事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
VH.	4	算	п	原則、毎年4月10日(休業日の場合は翌営業日)
決	j	异	日	※初回決算日は2013年4月10日。
収	益	分	配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信	託 金 (	の限	度額	1,000 億円
÷π	114	BB	IT.	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度
課	税	関	係	の適用はありません。
	<b>⇒</b> √	^	社	みずほ信託銀行株式会社(再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行
受	託	会		株式会社)
п	<del></del>	^	4.1	岩井証券株式会社、コスモ証券株式会社、日産センチュリー証券株式会社、むさし
販	売	会	社	証券株式会社

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### 当ファンドに係る手数料等について

■投資者が直接的に負担する費用						
購入時手数料	販売会社が定めるものとします。購入時手数料の料率の上限は、3.15%(税抜3.0%)です。					
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%の率を乗じた額です。					
■投資者が信託財産で間接的に負担する費用						
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの日々の純資産総額に対して年率 1.2495% (税抜 1.19%) です。					
投資対象とする	年率 0.70%					
投資信託証券の	※上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)、					
信託報酬等	管理報酬等がかかります。					
実質的な運用管理 費用(信託報酬)	当ファンドの純資産総額に対して概ね1.9495%(税込・年率)程度となります。 ※当ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率1.2495%(税抜1.19%)に投資対象と する投資信託証券の信託報酬等(年率0.70%)を加算しております。投資信託証券の 組入状況等によって、当ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報 酬)は変動します。					
その他の費用・ 手数料	監査報酬、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するものであり、事前 に料率、上限額等を表示することができません。					

※当該手数料等の合計額については、ご投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)等でご確認ください。

# 当ファンドに係るリスクについて

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの<u>運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。</u>したがって、<u>投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。</u>また、<u>投資信</u>託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

#### <当ファンドの投資にかかるリスク>

①価格変動リスク

転換社債等の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。また、発行体の株式の価格が 転換価格に近いときまたは上回っているときに、当該株式の価格変動に敏感に反応することが多いといえます。組 入れている転換社債等価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

②信用リスク

転換社債等の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている転換社債等の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、転換社債等の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。なお、当ファンドは無格付または低格付の転換社債等を組入れる場合があり、投資適格の転換社債を組入れる場合に比べ信用リスクが高いといえます。

#### ③流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

※当ファンドは実質的に株式への投資を行うことがあります(転換社債等の転換により、株式を保有する場合を含みます。)。株式への投資には、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクがあります。

#### ④カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

#### ⑤為替変動リスク

当ファンドは原則として、外貨建資産に対して、為替へッジを行いますが、全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替へッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### <その他の留意点>

- ①クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- ②当ファンドは、2014年2月28日以前において、1万口当たり基準価額(支払済みの1万口当たり収益分配金(税引前)を含みます。)が12,000円以上となった場合は、すみやかに短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による運用に移行し、繰上償還を行います。ただし、2014年3月1日以降に1万口当たり基準価額(支払済みの1万口当たり収益分配金(税引前)を含みます。)が、12,000円以上となった場合には、すみやかに安定資産による運用への移行は行いますが、繰上償還はせず、満期償還として対応します。
  - ※安定資産による運用開始以降も繰上償還日までは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、1万口当たり基準価額(支払済みの1万口当たり収益分配金(税引前)を含みます。)が12,000円を下回ることがあります。

繰上償還となった際は、可能な限りすみやかに行うことを目指しますが、信託事務処理の状況等によっては、 繰上償還までに日数がかかる場合があります。

# ご注意事項

- ・当資料は、ニュースリリースとして損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が作成した資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- ・当資料に記載されている各事項は、作成時点のものであり、予告なしに変更する場合があります。
- ・投資信託は、主として値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。また、運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。
- ・投資信託の取得のお申込みにあたっては、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)を予め、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みいただいた上、ご自身でご判断ください。なお、投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。